

**令和8年度地域防災リーダー向け研修・全体会議運営等業務に係る  
プロポーザル方式による受託候補者選定実施要領**

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度地域防災リーダー向け研修・全体会議運営等業務

(2) 業務の目的

令和7年8月豪雨では、「共助」を担う自主防災組織等の活動の地域間のばらつきという現状が浮彫りとなった。

そのため、活動の核となる「地域防災リーダー（防災士等）」の育成・連携強化による活動の活性化を図ることで、「共助」の強化、ひいては県全体の地域防災力の底上げを図る。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）2月26日（金）まで

(4) 業務の内容

別添『令和8年度地域防災リーダー向け研修・全体会議運営等業務委託基本仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり。

(5) 委託料上限額

2,347,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ この額は、企画提案にあたっての目安（上限）額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、委託料上限額とは必ずしも一致しないことに留意すること。

2 受託候補者の選定方法

業務遂行に必要な実績や能力を有する民間事業者を選定する必要があるため、単純な価格比較ではなく、一定の参加資格を満たす事業者から業務に関する企画提案を受け、県が予め設置した審査会において提案内容を審査した上で、総合的に最も優れた提案を行った事業者を受託候補者として選定するプロポーザル方式をとる。

なお、受託候補者として選定された事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第2号の規定に基づく随意契約を行う。

3 受託候補者の選定に係るスケジュール

		スケジュール
令和8年5月	20日（水）	公募開始
6月	4日（木）	参加表明書提出締切り
	9日（火）	参加資格確認通知
	12日（金）	質問票受付期限
	18日（木）	企画提案書、辞退届提出期限
	22日（月）	審査会（プレゼンテーション）実施通知
7月	26日（金）	審査会（プレゼンテーション）
	2日（木）	受託候補者の決定、結果通知
	7日（火）	見積書提出

#### 4 担当所属

所属名 熊本県知事公室危機管理防災局防災推進課地域防災推進班  
所在地 〒862-8570  
熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号  
担当者 中神、甲斐  
電話番号 096-333-2811（直通）  
メール nakagami-s@pref.kumamoto.lg.jp

#### 5 参加資格要件

本業務の企画提案に参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更正手続開始の申立をした者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立をされた者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立をされた者でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないこと。
- (5) 企画提案書受付期間において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと。
- (8) 熊本県内に本社・支社又は営業所を設けている等、業務の実施にあたり県との協議を密に行える体制を有していること。

#### 6 応募要領

##### (1) 参加表明書等の提出

本業務の企画提案に参加する者は、参加表明書（様式 1）に必要書類を添付のうえ、持参又は郵送（配達証明など送付したことが証明できるもの）により、4 に記載する担当所属宛てに提出すること。なお、熊本県防災推進課において資格要件を審査し、審査結果及び要件を満たさなかった事業者については、満たさなかった理由を令和 8 年 6 月 9 日（火）までに書面で通知する。

書類の名称	留意事項	必要部数	提出期限
参加表明書 （様式 1）	以下の書類を添付すること。 ①定款の写し ②登記事項証明書 ※法務局が提出日の 3 か月以内に発行した 現在事項証明書の原本に限る。 ③直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計 算書又はこれらに類する書類 ④納税証明書 ※消費税及び地方消費税並びに県税に未納 が無いことの証明。3 か月以内に発行された	各 1 部	令和 8 年 6 月 4 日（木） 17 時（必着）

	原本に限る。 ⑤熊本県暴力団排除条例に関する誓約書（様式5） ⑥業務実施体制（任意様式） ⑦類似業務履行実績（契約書の写し等、成果物があれば添付すること） ただし、令和8年度熊本県の入札参加資格者を有している者は、上記①～⑤の書類の添付を省略できる。その場合、参加表明書にある「(参考) 入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。		
--	---	--	--

## (2) 企画提案書の提出

参加表明書を提出した者は、企画提案書（様式2）に7（2）で定める必要書類を添付のうえ、持参又は郵送（配達証明など送付したことが証明できるもの）により、4に記載する担当所属宛てに提出すること。

書類の名称	留意事項	必要部数	提出期限
企画提案書（様式2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「7 企画提案書の作成要領」に基づき必要書類を作成すること。</li> <li>・企画提案書及び添付書類の提出後の修正・変更は認めない。</li> <li>・提出された企画提案書及び添付書類一式は、返却しない。</li> <li>・参考見積書は、単価及び数量などの内訳を詳細に記載すること。</li> <li>・金額は、消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。</li> </ul>	正本1部 副本5部	令和8年6月18日（木） 17時（必着）

## (3) 質問

参加表明書を提出した者で、業務内容や企画提案書の作成に関し質問がある場合は、質問票（様式3）を電子メールにより、4に記載する担当所属宛てに提出すること。

書類の名称	留意事項	提出期限
質問票（様式3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問内容を具体的に記載すること。</li> <li>・質問票に対する回答は、質問者を匿名として全ての参加表明者に対して電子メール等で行う。</li> </ul>	令和8年6月12日（金） 17時

## (4) 参加の辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を持参又は郵送（配達証明など送付したことが証明できるもの）により、4に記載する担当所属宛てに提出すること。

書類の名称	提出期限
辞退届（様式4）	令和8年6月18日（木） 13時

## 7 企画提案書の作成要領

### (1) 企画提案の内容

業務の目的や仕様書の内容を踏まえ、以下の点について企画提案を行うこと。

#### ① 業務の進め方

実施体制（本業務に携わるスタッフの役割、実績や強み等）やスケジュールについて記載すること。

#### ② 地域防災リーダーの地域防災に係る知識習得及び圏域別のネットワーク形成に資する圏域別研修会の企画案

防災士等の地域防災リーダーに対し、最新の防災関連情報等の講義や圏域別の災害リスクに応じた災害対応のノウハウ等の紹介を通して、地域防災に係る知識習得を促し、防災活動への意欲向上を図るワークショップ等を通して、地域防災リーダー等の圏域別のネットワーク形成に繋がるような研修企画案を提案すること。

#### ③ 圏域別研修受講者等の圏域を超えた交流・情報交換等に資する全体会議の企画案

圏域別研修受講者等向けに、熊本地震等での活動を振り返るセッションや、圏域別の災害対応に係る事例紹介、連絡先・情報共有体制の促進等により、研修受講者等の交流・情報交換の活性化に繋がるような企画提案とすること。

### (2) 必要書類の作成

#### ① 企画提案書（様式2）には、次の書類を添付して提出すること。

- ・ 企画提案内容の説明資料（様式任意）
- ・ 業務工程表（様式任意）
- ・ 参考見積書（様式任意）
- ・ 事業者の取組に関する申出書（様式6）

#### ② 企画提案書の添付資料はA4版（片面印刷）とし、ホチキス又はクリップ等で1部ごとにまとめること（ファイリングは不要）。

#### ③ 参考見積書については、当該業務に要する経費について、単価・数量等の算出根拠を明確にした上で記載すること。

### (3) 留意事項

- ・ 提案理由や工夫、アピールしたい点などが明確になるよう作成すること。
- ・ 提案業務の一部について再委託による実施を予定している場合は、実施体制に再委託先（予定でも可）を明記するとともに、再委託する業務を明確にすること。
- ・ 企画提案の内容は受託候補者を選定するためのものであり、実際の業務は、県と協議のうえ実施する。
- ・ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・ 参考見積書は、単価・数量等の算出根拠を明確にした上で記載すること。
- ・ 提案書作成及びこれに係る付帯作業に関する経費等は、提案者の負担とする。
- ・ 提出された提案書等については、返却しないものとする。

## 8 企画提案内容の審査

### (1) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーションについて、以下の審査項目に基づき審査を行い、審査委員全員の評価点数の合計が最も高かった事業者を受託候補者とする。同点となった場合は、審査項目の「提案内容」について各審査員の点数の合計が最も高かった事業者を採用する。さらに、同点の場合は審査員の多数決により決定する。

なお、提案内容が仕様書の要件を満たさない場合、又は審査委員全員の評価点数の合

計の平均が 60 点に満たない場合は、その事業者を採用しない。

審査項目	審査内容	配点
①実施体制等	業務遂行にあたり十分な経験やノウハウを有しているか。	15
	業務遂行に必要な人員が適切に確保・配置され、かつ確実に実施できる体制となっているか。	15
	業務スケジュールは妥当かつ現実的なものか。	10
②提案内容	圏域別研修の企画案は、最新の防災情報や圏域別の災害リスクについて、分かりやすく学べるものとなっており、かつ圏域別のネットワーク形成に繋がるものとなっているか。	10
	全体会議の企画案は、会議参加者の圏域を超えた交流・情報交換に繋がるものとなっているか。	10
	各企画案は、自主防災組織等の活動活性化に繋がるような効果的な内容か。	10
	企画内容は具体的で、適切な実施体制が想定されており、実現可能な内容か。	10
	提案内容は提案者の工夫が見られ、独自性のある内容か。	10
③経済性	業務内容に対し合理的で適切な見積額が示されているか。	5
④事業者の取組	熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	1
	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか、または、協力雇用主登録制度に登録があるか。	1
	事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証、または森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があるか。	1
	熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録してあるか。	1
	熊本県 SDGs 登録制度に登録してあるか、または、パートナーシップ構築宣言に登録してあるか。	1
合 計		100

## (2) プレゼンテーションの実施

実施日	令和 8 年 6 月 26 日（金） ※予定
場所	熊本県庁防災センター会議室
持ち時間	1 者につき 30 分程度 （プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分、準備・片付け 5 分）

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションに使用する資料は企画提案書及びその添付資料のみとし、その他の資料の当日配付、追加提出は認めない。</li> <li>・パソコン等の電子機器の使用は可とするが、発表内容（投影データ）は企画提案書及び添付書類に記載されているものに限る。</li> <li>・プロジェクタ、スクリーンは県が準備するものを使用する。</li> <li>・参加事業者が6者以上であった場合は、提出された参加表明書等を基に担当所属で（8）1の審査項目に沿って書類審査を実施し、5者を上限にプレゼンテーション参加者を決定する。また、詳細な実施日時及び形式等は、参加事業者に6月22日（月）に通知する。</li> <li>・参加事業者が1者であっても審査・選考を行う。</li> </ul>
------	--

（3） 審査結果の通知

審査・選考の結果は、後日、全ての参加事業者に書面で通知する。

9 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （1） 5に記載する参加資格要件を満たさなかった場合
- （2） 参加表明書（様式1）及び企画提案書（様式2）が期限までに提出されなかった場合
- （3） 提出書類に虚偽の記載があった場合
- （4） 参考見積額が1（5）に記載する委託料上限額を超えた場合
- （5） 選考の公平性を害する行為があった場合
- （6） 上記の他、提案にあたり著しく信義則に反する行為等、審査会が失格と認めた場合

10 その他の留意事項

（1） 費用弁償

企画提案の参加に要する経費は、全て参加事業者の負担とする。

（2） 契約保証金

審査会により選定された受託候補者は、契約の締結に際し、熊本県会計規則（昭和60年3月26日規則第11号）第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

（3） その他

この要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、熊本県会計規則その他関係法令等の定めるところによるものとする。